

猫を譲り受けるための条件について(ご案内)

当センター主催の譲渡会で猫を譲り受ける場合には、譲り受ける方に、次の条件を守っていただくようお願いしています。(譲り渡したい方も、次の条件を守れない方には、譲渡をされないようお願いいたします。)

なお、猫の譲り渡しの交渉が整いましたら、動物愛護管理センターの職員へ申し出てください。(下記の同意は、譲渡をする方とされる方との間で取り交わすものですが、譲渡成立手続きの際に、センター職員が内容を確認させていただきますのでご了承ください。)

譲渡条件

譲り受ける人(飼育する人)が、

- 1 猫の飼育について協力する同居人がいる、64歳以下の成人。(原則)
ただし、次の場合も可とする。
 - 64歳以下の保証人がいる、成人の一人暮らし世帯。
 - 64歳以下の保証人がいる、65歳以上の方のみの世帯。
 - * 保証人とは譲受人が飼育困難な状態に至った際には一切の飼養責任を負える成人を指します。
- 2 猫を飼育することについて、同居している家族全員の同意が得られていること
- 3 譲り受けた猫と、家族として終生を共に暮らし、猫の生活の質を守れること。
- 4 病気等で飼育できないときは、代わって世話をする人が居ること。
- 5 住居が賃貸住宅の場合、家主から猫の飼育が認められていること。
- 6 将来引っ越しすることとなった場合、引っ越し後も飼い続ける、または、必ず新たな飼い主を探し、終生飼育できる人に確実に譲り渡すことができること。
- 7 譲り受けた猫の不妊去勢手術を、必ず行うこと。
- 8 多頭飼育はしないこと。(現在、犬猫あわせて2頭以上飼っている方は、譲渡対象外)
- 9 動物愛護管理センターが飼育状況の調査を行う場合は協力すること。
- 10 譲渡時に署名する、本譲渡条件の内容を守ること。
- 11 必ず室内で飼育し、逃げ出さないようにすること。

私は上記1～11の譲渡条件の全てに同意しました。

【譲受猫番号】 _____ 番(雄・雌)、 _____ 番(雄・雌)

【譲り受ける人の署名】

【住所】

長崎市

【電話番号】